

○国土交通省告示第 号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）及び特殊貨物船舶運送規則（昭和三十一年運輸省令第六十二号）の規定に基づき、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 井林 辰憲

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示等の一部を改正する告示

（船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部改正）

第一条 船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(L型輸送物として運送できる放射性物質等) 第四条 規則第八十条第一項第一号の放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号の一に該当する放射性物質等とする。ただし、自然発火性の放射性物質等及び核分裂性物質(第二条各号の一に該当するものを除く。)を除く。 一 放射性物質等(六フッ化ウランにあつては、質量が〇・一キログラムを超えないものに限る。)であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの	
放射性物質等の区分	放射能の量
容易に散逸しない固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの(以下「特別形放射性物質等」という。) イ 外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。 体口 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験(長さが一〇センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が一〇以上である放射性物質等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験)を行つた	別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量(以下「A₁値」という。) の一、〇〇〇分の一

改正前

(L型輸送物として運送できる放射性物質等) 第四条 規則第八十条第一項第一号の放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号の一に該当する放射性物質等とする。ただし、自然発火性の放射性物質等及び核分裂性物質(第二条各号の一に該当するものを除く。)を除く。 一 放射性物質等(六フッ化ウランにあつては、質量が〇・一キログラムを超えないものに限る。)であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの	
放射性物質等の区分	放射能の量
容易に散逸しない固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの(以下「特別形放射性物質等」という。) イ 外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。 体口 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験(長さが一〇センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が一〇以上である放射性物質等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験)を行つた	別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量(以下「A₁値」という。) の一、〇〇〇分の一

二 時計等の機器又は装置（放射性物質を封入する機能のみを有する

気 体		液 体	固		
その他のもの		トリチウム	特別形放射性物質等又は特別形放射性物質等以外のもの	特別形放射性物質等以外のもの	場合に損壊せず、加熱試験を行った場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行った場合に水中への放射性物質の漏えい量が、二キロベクレルを超えないものであること。ただし、国土交通大臣の適当と認める基準による場合は、この限りでない。
特別形放射性物質等	特別形放射性物質等以外のもの				
A ₂ 値の一、〇〇〇分の一	A ₁ 値の一、〇〇〇分の一	○・ハテラベクレル	A ₂ 値の一〇、〇〇〇分の一	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第四及び別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A ₂ 値」という。）の一、〇〇〇分の一	

二 時計等の機器又は装置（放射性物質を封入する機能のみを有する

気 体		液 体	固		
その他のもの		トリチウム	特別形放射性物質等又は特別形放射性物質等以外のもの	特別形放射性物質等以外のもの	場合に損壊せず、加熱試験を行った場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行った場合に水中への放射性物質の漏えい量が、二キロベクレルを超えないものであること。ただし、国土交通大臣の適当と認める基準による場合は、この限りでない。
特別形放射性物質等以外のもの	特別形放射性物質等				
A ₂ 値の一、〇〇〇分の一	A ₁ 値の一、〇〇〇分の一	○・ハテラベクレル	A ₂ 値の一〇、〇〇〇分の一	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第四及び別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A ₂ 値」という。）の一、〇〇〇分の一	

体		液	体	固		放射性物質等の区分	
その他のもの	特別形放射性物質等	トリチウム	特別形放射性物質等又は特別形放射性物質等以外のもの	特別形放射性物質等	特別形放射性物質等以外のもの		
A_1 値の一、 $○○$ 分の一		$○・ハ$ テラベクレル	A_2 値の一、 $○○$ 分の一	A_2 値の一、 $○○$ 分の一	A_1 値の一、 $○○$ 分の一	品目毎限度	放射能の量
A_1 値の一、 $○○$ 分の一		ハ テラベクレル	A_2 値の一、 $○○$ 分の一	A_2 値	A_1 値	輸送物毎限度	

ものを除く。以下「機器等」という。）に含まれる放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）。

イ 次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、機器等一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、それぞれ同表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

体		液	体	固		放射性物質等の区分	
その他のもの	特別形放射性物質等	トリチウム	特別形放射性物質等又は特別形放射性物質等以外のもの	特別形放射性物質等	特別形放射性物質等以外のもの		
A_1 値の一、 $○○$ 分の一		$○・ハ$ テラベクレル	A_2 値の一、 $○○$ 分の一	A_2 値の一、 $○○$ 分の一	A_1 値の一、 $○○$ 分の一	品目毎限度	放射能の量
A_1 値の一、 $○○$ 分の一		ハ テラベクレル	A_2 値の一、 $○○$ 分の一	A_2 値	A_1 値	輸送物毎限度	

ものを除く。以下「機器等」という。）に含まれる放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）。

イ 次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、機器等一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、それぞれ同表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

気		
特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値の一、〇〇分の一	A ₂ 値の一〇〇分の一

ロ 収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から一〇センチメートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇〇マイクロシーベルトを超えないこと。

ハ 放射線発光塗料を用いていない機器等にあつては、「放射性」の文字又は「Radioactive」の文字が表示されていること。ただし、当該機器等に表示することが困難なものについては、当該機器等に表示することを要しない。

ニ 機器等で完全に封入されていること。

三 機器等を構成する照射されていない天然ウラン、照射されていない劣化ウラン若しくは照射されていない天然トリウム又はこれらの化合物であつて、次に掲げる基準に適合するもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 機器等に他の放射性物質等が含まれないこと。

ロ 不活性材料で完全に覆われていること。

四 放射性物質等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ロ 容器の構成部品に使用されているウラン又はトリウムの表面が不活性材料で完全に覆われていること。

ハ 内部の放射性物質の密度が第四条の三に定める密度の一〇〇倍を超えないこと。

ニ 放射性物質等を運送し、又は貯蔵した際に付された標札又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われているこ

気		
特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値の一、〇〇分の一	A ₂ 値の一〇〇分の一

ロ 収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から一〇センチメートル離れた位置における線量当量率（線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、国土交通大臣が適当と認めた場合は、この限りでない。）の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が毎時一〇〇マイクロシーベルトを超えないこと。

ハ 放射線発光塗料を用いていない機器等にあつては、「放射性」の文字又は「Radioactive」の文字が表示されていること。ただし、当該機器等に表示することが困難なものについては、当該機器等に表示することを要しない。

ニ 機器等で完全に封入されていること。

三 機器等を構成する照射されていない天然ウラン、照射されていない劣化ウラン若しくは照射されていない天然トリウム又はこれらの化合物であつて、次に掲げる基準に適合するもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 機器等に他の放射性物質等が含まれないこと。

ロ 不活性材料で完全に覆われていること。

四 放射性物質等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ロ 容器の構成部品に使用されているウラン又はトリウムの表面が不活性材料で完全に覆われていること。

ハ 内部の放射性物質の密度が第四条の三に定める密度の一〇〇倍を超えないこと。

ニ 放射性物質等を運送し、又は貯蔵した際に付された標札又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われているこ

と。

(輸送指数の決定方法)

第十四条の八 規則第九十一条第二項の告示で定めるものは、次の各号により算出された値とする。

- 一 放射性輸送物にあつては、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値(タンク又は非開放型のコンテナが容器として使用されている放射性輸送物にあつては、当該値に、規則第九十一条第二項第一号の表(以下この条において「表」という。)の上欄に掲げるタンク又は非開放型のコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値)
- 二 外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあつては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値
- 三 放射性輸送物が収納されている非開放型のコンテナにあつては、当該コンテナ(非開放型のコンテナに限る。)の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、表の上欄に掲げる非開放型のコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

(臨界安全指数の決定に用いられる輸送制限個数)

第十四条の九 規則第九十一条第三項の告示で定める輸送制限個数は、第十三条の二第四号又は第五号の輸送制限個数のうち、いずれか小なる輸送制限個数とする。

別表第二(第四条関係)

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

と。

(輸送指数の決定方法)

第十四条の八 規則第九十一条第二項の告示で定めるものは、次の各号により算出された値とする。

- 一 放射性輸送物にあつては、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値(タンク又はコンテナが容器として使用されている放射性輸送物にあつては、当該値に、規則第九十一条第二項第一号の表(以下この条において「表」という。)の上欄に掲げるタンク又はコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値)
- 二 外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあつては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値
- 三 放射性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

(臨界安全指数の決定に用いられる輸送制限個数)

第十四条の九 規則第九十一条第三項の告示で定める輸送制限個数は、第十四条第四号又は第五号の輸送制限個数のうち、いずれか小なる輸送制限個数とする。

別表第二(第四条関係)

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
区 分	特別形放射性物質等である場合の数量 (A_1 値) 単位 T B q	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量 (A_2 値) 単位 T B q	区 分	特別形放射性物質等である場合の数量 (A_1 値) 単位 T B q	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量 (A_2 値) 単位 T B q
1 2に該当する場合以外の場合	1 の第一欄中のイ、ロ及びホの該当する区分に応じ、第二欄に掲げる数量のうち最も小さいものを A_1 値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。	1 の第一欄中のイ、ロ、ハ、ニ及びホの該当する区分に応じ、第三欄に掲げる数量のうち該当する最も小さいものを A_2 値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。	1 2に該当する場合以外の場合	1 の第一欄中のイ、ロ及びホの該当する区分に応じ、第二欄に掲げる数量のうち最も小さいものを A_1 値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。	1 の第一欄中のイ、ロ、ハ、ニ及びホの該当する区分に応じ、第三欄に掲げる数量のうち該当する最も小さいものを A_2 値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。
イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合 (陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。)	$1 \times 10^{-13} / e_{pt}$	$1 \times 10^{-13} / e_{pt}$	イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合 (陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。)	$1 \times 10^{-13} / e_{pt}$	$1 \times 10^{-13} / e_{pt}$
ロ ベータ線を放出する場合	$1 \times 10^{-12} / e$	$2.8 \times 10^{-14} / h_{skin}$	ロ ベータ線を放出する場合	$1 \times 10^{-12} / e$	$2.8 \times 10^{-14} / h_{skin}$
ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれのある場合 (核原料物質	—	$5 \times 10^{-5} / e_{inh}$	ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれのある場合 (船舶に設置	—	$5 \times 10^{-5} / e_{inh}$

又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）（以下「線量告示」という。）別表第一第二欄又は第三欄に数値の記載がある場合をいう。）			
ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合（線量告示別表第一第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。）	—	$1.9 \times 10^{-5} / h_{\text{sub}}$	
ホ アルファ線を放出する場合	$5 \times 10^{-1} / e_{\text{inh}}$	$5 \times 10^{-5} / e_{\text{inh}}$	
2 親核種であつて、その物理的半減期がその原子核の崩壊によつて生ずる放射性物質（以	親核種及び子孫核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のう	親核種及び子孫核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる	
する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）（以下「線量告示」という。）別表第一第二欄又は第三欄に数値の記載がある場合をいう。）			
ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合（線量告示別表第一第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。）	—	$1.9 \times 10^{-5} / h_{\text{sub}}$	
ホ アルファ線を放出する場合	$5 \times 10^{-1} / e_{\text{inh}}$	$5 \times 10^{-5} / e_{\text{inh}}$	
2 親核種であつて、その物理的半減期がその原子核の崩壊によつて生ずる放射性物質（以	親核種及び子孫核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のう	親核種及び子孫核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる	

下「子孫核種」という 。）の物理的半減期より長く、かつ、子孫核種の物理的半減期が10日以内である場合		ち最小のもの	数量のうち最小のもの
3 放出する放射線が二種類以上の場合（4に該当する場合を除く。）	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対すする1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	
4 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が子孫核種の物理的半減期より長く、かつ、子孫核種の物理的半減期が10日以内である場合	それぞれの放射線に係る親核種及び子孫核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び子孫核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの	

備考 $e_{\beta\gamma}$ は1mの距離における放射性物質の実効線量率係数 ($\text{Sv} \cdot \text{Bq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1}$) を、 e_{β} は自己しやへい体から1mの距離におけるベータ線を放出する放射性物質の皮膚の等価線量率係数 ($\text{Sv} \cdot \text{Bq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1}$) を、 h_{skin} は皮膚上の放射性物質の単位密度 ($\text{Bq} \cdot \text{m}^{-2}$) あたりの皮膚の等価線量率係数 ($\text{Sv} \cdot \text{s}^{-1} \cdot \text{Bq}^{-1} \cdot \text{m}^2$) を、 e_{int} は当該放射性物質の化学形態を考慮しない場合における線量告示別表第一第二欄又は第三欄に掲げる値 ($\text{mSv} \cdot \text{Bq}^{-1}$) のうち、小なるものを、 h_{sub} はサプバージョン実効線量係数 ($\text{Sv} \cdot \text{s}^{-1} \cdot \text{Bq}^{-1} \cdot \text{m}^3$) をそれぞれ示す。

別記第七(第十三条第二項送) 核分裂生成物に送る条註

下「子孫核種」という 。）の物理的半減期より長く、かつ、子孫核種の物理的半減期が10日以内である場合		ち最小のもの	数量のうち最小のもの
3 放出する放射線が二種類以上の場合（4に該当する場合を除く。）	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対すする1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	
4 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が子孫核種の物理的半減期より長く、かつ、子孫核種の物理的半減期が10日以内である場合	それぞれの放射線に係る親核種及び子孫核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び子孫核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの	

備考 $e_{\beta\gamma}$ は1mの距離における放射性物質の実効線量率係数 ($\text{Sv} \cdot \text{Bq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1}$) を、 e_{β} は自己しやへい体から1mの距離におけるベータ線を放出する放射性物質の皮膚の等価線量率係数 ($\text{Sv} \cdot \text{Bq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1}$) を、 h_{skin} は皮膚上の放射性物質の単位密度 ($\text{Bq} \cdot \text{m}^{-2}$) あたりの皮膚の等価線量率係数 ($\text{Sv} \cdot \text{s}^{-1} \cdot \text{Bq}^{-1} \cdot \text{m}^2$) を、 e_{int} は当該放射性物質の化学形態を考慮しない場合における線量告示別表第一第二欄又は第三欄に掲げる値 ($\text{mSv} \cdot \text{Bq}^{-1}$) のうち、小なるものを、 h_{sub} はサプバージョン実効線量係数 ($\text{Sv} \cdot \text{s}^{-1} \cdot \text{Bq}^{-1} \cdot \text{m}^3$) をそれぞれ示す。

別記第七(第十四条送) 核分裂生成物に送る条註

一 放射性輸送物内部の空間について水の浸入又は浸出があること。ただし、水の浸入又は浸出を防止する特別な措置が講じられた空間にあつては、この限りでない。

二 放射性物質等は中性子増倍率（原子核分裂の連鎖反応において、核分裂により放出された一個の中性子ごとに、次の核分裂によつて放出される中性子の数をいう。）が最大となる配置及び減速状態にあること。

三 密封装置の周囲に、厚さ二〇センチメートルの水による中性子の反射があること。

別記第十（第十三条の二関係） 核分裂性輸送物に係る条件

次の各号の条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

一 次の条件の下に順次置くこと。

イ 別記第八の条件の下に置くこと。

ロ ハの条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次に掲げる条件の下に順次置くこと。

(1) 別記第五第一号ロの条件の下に置くこと。

(2) 九メートルの高さから落下させること。ただし、その質量が五〇〇キログラム以下、比重が一以下のものにあつては、これに代えて、質量が五〇〇キログラム、縦及び横の長さが一メートル、下面の端部及び隅角部の曲率半径が六ミリメートル以下の軟鋼板を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。

ハ 別記第五第二号の条件の下に置くこと。

ニ 深さ〇・九メートルの水中に八時間浸漬させること。ただし、規則第八十一条第二号における臨界の評価の際に、水の浸入又は浸出があらかじめ想定されているものにあつては、この限りでない。

二 次の条件の下に順次置くこと。

イ 別記第八の条件の下に置くこと。

ロ 深さ一五メートルの水中に八時間浸漬させること。

一 放射性輸送物内部の空間について水の浸入又は浸出があること。ただし、水の浸入又は浸出を防止する特別な措置が講じられた空間にあつては、この限りでない。

二 放射性物質等は中性子増倍率（原子核分裂の連鎖反応において、核分裂により放出された一個の中性子ごとに、次の核分裂によつて放出される中性子の数をいう。）が最大となる配置及び減速状態にあること。

三 密封装置の周囲に、厚さ二〇センチメートルの水による中性子の反射があること。

別記第十（第十四条関係） 核分裂性輸送物に係る条件

次の各号の条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

一 次の条件の下に順次置くこと。

イ 別記第八の条件の下に置くこと。

ロ ハの条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次に掲げる条件の下に順次置くこと。

(1) 別記第五第一号ロの条件の下に置くこと。

(2) 九メートルの高さから落下させること。ただし、その質量が五〇〇キログラム以下、比重が一以下のものにあつては、これに代えて、質量が五〇〇キログラム、縦及び横の長さが一メートル、下面の端部及び隅角部の曲率半径が六ミリメートル以下の軟鋼板を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。

ハ 別記第五第二号の条件の下に置くこと。

ニ 深さ〇・九メートルの水中に八時間浸漬させること。ただし、規則第八十一条第二号における臨界の評価の際に、水の浸入又は浸出があらかじめ想定されているものにあつては、この限りでない。

二 次の条件の下に順次置くこと。

イ 別記第八の条件の下に置くこと。

ロ 深さ一五メートルの水中に八時間浸漬させること。

別記第十一（第十三条の二関係） 核分裂性輸送物に係る条件 一 別記第九第三号の条件の下に置くこと。 二 当該核分裂性輸送物相互間では中性子増倍率が最大となるような状態とすること	別記第十一（第十四条関係） 核分裂性輸送物に係る条件 一 別記第九第三号の条件の下に置くこと。 二 当該核分裂性輸送物相互間では中性子増倍率が最大となるような状態とすること。
---	--

(船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正)

第二条 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第一号イ中「第6」を「6」に改め、「以下同じ。」が「の下に「1A2、1B2、1H2若しくは1N2のもの（容器等級がⅠの危険物（船積地を管轄する地方運輸局長が承認した液体を除く。）を収納する場合に限る。）」を加え、同号ロ中「（容器記号が4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H1のものに限る。）」を削り、同号ニ中「又は6PH1」を「6PH1又は6PH2」に改め、同号ニをホ、ハをニ、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ ジェリカン（容器記号が3A2、3B2又は3H2のものに限る。）（容器等級がⅠの危険物（船積地を管轄する地方運輸局長が承認した液体を除く。）を収納する場合に限る。）

第七条の三第六項中「オーバールパックには」の下に「、同表示が外部から容易に確認できる場合を除き、」を加える。

第八条第三項第三号イ(3)の次に次のように加える。

- (4) 別表第一の品名の欄に掲げる物質であつて、肩文字「P」が付されているもの
- (5) 別表第一備考2(8)の環境有害物質の判定基準に該当するもの

第八条第三項の次に次の一項を加える。

4 危険物を収納した高压容器をサルベージ高压容器の内部に設置するに当たっては、次によること。

- 一 サルベージ高压容器が第二十五条の六の二第三項の規定に適合していること。
- 二 サルベージ高压容器の承認証明書の写しが確認できる状態にあること。
- 三 危険物と直接接触している、又は接触する可能性のあるサルベージ高压容器の部品は、危険物による危険な影響を引き起こさない材質であること。
- 四 危険物は、圧力、使用可能水量及び圧力容積が制限されており、かつ、サルベージ高压容器に完全に排出された場合にあっても、摂氏六十五度におけるサルベージ高压容器内の圧力がサルベージ高压容器の試験圧力を超えないこと。

第十四条の四第五号中「コンテナ」を「非開放型のコンテナ」に改める。

第1号様式等級2.3及び副次危険性等級2.3を示す標札等、等級6.1及び副次危険性等級6.1を示す標札等及び等級6.2及び副次危険性等級6.2を示す標札等注中「かつ、その位置を方形の白地として、」を「その位置に」に改める。

第7号様式（火薬類、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類、腐食性物質又は有毒性物質を収容するポータブルタンク）備考3の次に次のように加える。

4 IMDGコード6.10の規定に従ったFRP製ポータブルタンクの場合には、 「Shell material(s) and material standard reference(s)」とあるのは、「FRP shell structural material: Fibre-

reinforced plastic」とし、強化繊維材と樹脂の種類を記入すること。（例：Reinforcement: E-glass, Resin: Vinyl Ester）

別表第10012及び0014の項小計容器、高圧容器又は梱包材の欄のうち、追加規定の欄中「―」を「PP100」に改め、同表1040の項中「2.1」を「2.1 8」に改め、同表1041の項副次危険性等級の欄中「―」を「8」に改め、同表1075の項中「SP392」を「SP392 SP412」に改め、同表1599の項（容器等）の欄がⅢであるものに係る部分に限る。）中「TP1」を「TP2」に改め、同表1727の項副次危険性等級の欄中「―」を「6.1」に改め、同表1761の項（容器等）の欄がⅢであるものに係る部分に限る。）中「TP1」を「TP2」に改め、同表1790の項中「〔フッ酸〕」を削り、同表1897の項中「TP1」を「TP2」に改め、同表1965の項中「SP392」を「SP392 SP412」に改め、同表2020の項中「固体）」の下に「（毒性のもの）」を、¹「ペンタクロロフェノール」の下に「及び他に品名が明示されているもの」を加え、²「ジクロロフェノール、テトラクロロフェノール等」を「テトラクロロフェノール」及び「CHLOROPHENOLS, SOLID」を「CHLOROPHENOLS, TOXIC, SOLID, N.O.S.」及び「SP205」を「SP205 SP274」に改め、同表2021の項中「液体）」の下に「（毒性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）」を加え、³「〔ジクロロフェノール等〕」を削り、⁴「CHLOROPHENOLS, LIQUID」を「CHLOROPHENOLS, TOXIC, LIQUID, N.O.S.」に改め、同項備考の欄中「―」を「SP274」に改め、

同表2029の項小型容器、高压容器又は梱包材の欄のうち、追加規定の欄中「―」を「PP98」に改め、同項積載方法の欄中「D」を「D SW1」に、 「SW2」を「SW2 SW11 H2 H3」に改め、同表2046及び2052の項中「TP1」を「TP2」に改め、同表2203の項積載方法の欄中「E」を「D」に改め、同表2225の項距離の欄中「SGG1」を「SG36 SG49 SGG1」に改め、同表2235、 2279、 2315及び2321の項中「TP1」を「TP2」に改め、同表2347の項の次に次のように加える。

234	アクリル酸ブチル* (安定剤入り のもの)	BUTYL ACRYLATE S, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P00 1	-	-	-	IB C0	-	T 4	T P 1	-	-	C SW1 SW2	-	SP 38 6
-----	-----------------------------	---------------------------------	--------	---	---	---	---	----	----	----	----------	---	---	---	----------	---	--------	-------------	---	---	-----------------	---	---------------

別表第12372の項中「T4」を「T7」に、 「TP1」を「TP1 TP28」に改め、同項副次危険性等級の欄

中「―」を「6.18」に改め、同表2433' 2504' 2514' 2515及び2518の項中「TP1」を「TP2」に改め、同表2735の項（~~冷凍機器類~~の欄がⅡであるものに係る部分に限る。）中「TP1」を「TP2」に改め、同表2810の項（~~冷凍機器類~~の欄がⅠであるものに係る部分に限る。）中「限る。」の下に「[2,4—ジフルオロアニリン]」を加え、同表2810の項（~~冷凍機器類~~の欄がⅡ及びⅢであるものに係る部分に限る。）中「有しないもの」の下に「[2,4—ジフルオロアニリン]」を加え、同表2857の項中「冷凍機器類」を「冷凍機器又は加熱機器」に、「冷凍機又は冷蔵庫」を「ヒートポンプ」に改め、「MACHINES」の下に「or HEATING MACHINES」を加え、同表2861の項の次に次のように加える。

286	五酸化	VANADIUM	毒物	毒物	6.1	-	-	II	500	E4	P00	-	-	-	IB	B2	T	T	-	-	A	-	-
2	バナジウム粉末 (溶融 固化し たもの	M PENTOXIDE, non-fused form, containing	毒物	毒物					g		2				C08	B4	1	P					

[illegible]

別表第12862の項（呼吸域粒の欄がⅢであるものに係る部分に限る。）中「入へ。」の下に「（呼吸域粒子を10%未満含むものに限る。）」を、「form」の下に「, containing less than 10% respirable particles」を加え、同表2941の項を削り、同表3028の項中「Ⅲ」を「―」に改め、同表3082の項中「PP1」を「PP1 PP99」に、「SP375」を「SP375 SP413」に改め、同表3166の項中「SP961」を「SP961 SP980」に改め、同表3171の項中「SP971」を「SP971 SP980」に改め、同表3300の

項中「2.1」を「2.18」に改め、同表3358の項中「冷凍機器類」を「冷凍機類又は加熱機類」に改め、「限る。）」の下に「「ヒートポンプ」」を加え、「MACHINES」の下に「 or HEATING MACHINE S」を加え、同表3408の項中「TP1」を「TP2」に改め、同表3480の項中「SP387」を「SP387 SP410」に改め、同表3481の項中「SP390」を「SP390 SP410」に改め、同表3536の項中「内蔵されるリチウム電池」を「設置されたリチウムイオン電池」に改め、「（リチウムイオン電池又はリチウム金属電池に限る）」を削り、「LITHIUM」の下に「ION」を加え、「Lithium ion batteries or lithium metal batteries」を削り、同項備考の欄中「SP389」を「SP389 SP410」に改め、同表3538の項中「除く。）」の下に「「磁気共鳴画像診断装置」」を加え、同項備考の欄中「SP391」を「SP391 SP396 SP411」に改め、同表3551及び3552の項中「SP401」を「SP401 SP410」に改め、同表3556及び3557の項中「SP405」を削り、「SP961」を「SP961 SP980」に改め、同表3558の項中「SP404 SP405」を削り、「SP977」を「SP977 SP980」に改め、同表3560の項の次に次のように加える。

356	クロロ	CHLOROP	腐食	-	8	-	6	II	1kg	E2	P00	-	-	-	IB	B2	T	T	-	-	B	-	SP
1	フエノ ール類	HENOLS, CORROS	性物 質	.	1					2					8	C0	B4	3	P		SW2		27
																		3					4

356	貨物輸	LITHIUM	有害	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	S	D	-	SP
3	送ユニ	METAL	性物 質																P	SW1	38	
	ットに	BATERI																3	SW2	9		
	設置さ	ES INST																8		SP		
	れたり	ALLED I																9		41		
	チウム	N CARGO																		0		
	金属電	TRANSP																				
	池	ORT UNI																				
		T																				
356	貨物輸	SODIUM	有害	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	S	D	-	SP	
4	送ユニ	ION BAT	性物 質																P	SW1	38	
	ットに	TERIES																3	SW2	9		
	設置さ	INSTALL																8		SP		
	れたナ	ED IN C																9		41		

)	, SAMPLE					
---	----------	--	--	--	--	--

有機過酸化物（固体）（見本 ）	ORGANIC PEROXIDE, SOLID , SAMPLE	OP2				(11)
--------------------	-------------------------------------	-----	--	--	--	------

改め、同表3105の項（化学名の欄のらや日本語名の欄が「エチル—3,3—ジ—（ターシヤリーブチル
 パーオキシ）ブチレート（濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Aを含むもの
 に限る。）」であるものに係る部分に限る。）の次に次のように加える。

1, 2, 4, 5, 7, 8-ヘキソキソナン 、3, 6, 9-トリメチル-3, 6, 9-ト リス（エチル及びプロピル） 誘導体 （濃度が41質量%以下のもの	1, 2, 4, 5, 7, 8-HEXOXONANE, 3, 6, 9-TRIMETHYL-3, 6, 9- tris (Ethyl and Propyl) derivatives （≦41%, Diluent type A	OP7				(35)
--	--	-----	--	--	--	------

であって、59質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	≥59%)					
-----------------------------	-------	--	--	--	--	--

別表第1備考1③の表3106の項（化学名の欄のうち日本語名の欄が「アセチルアセトンパーオキシライド（濃度が32質量%以下のものであって、ペースト状にしたものに限る。）」であるものに限る。）の次に次のように加える。

アルテエテル（立体異性体を含む。）	ARTEETHER (including stereoisomers) (≤ 100%)	0P7				
アルテメテル（立体異性体を含む。）	ARTEMETHER (including stereoisomers) (≤ 100%)	0P7				

アルテミシニン	ARTEMISININ ($\leq 100\%$)	OP7				
アルテスネート（立体異性体を含む。）	ARTESUNATE (including s tereoisomers) ($\leq 100\%$)	OP7				

別表第1備考1③の表3106の項（化学名の欄のうち日本語名の欄が「〔3R—（3R, 5aS, 6S, 8aS, 9R, 10R, 12S, 12aR**）〕—ザカハイドロ—10—メトキシ—3, 6, 9—トリメチル—3, 12—エポキシ—12H—ピラノ〔4, 3—j〕—1, 2—ベンゾジオキサセピン）」であるものに係る部分に限る。）を削り、同項（化学名の欄のうち日本語名の欄が「2, 2—ジ—（4, 4—ジ—（ターシヤリーブチルパーオキシ）シクロヘキシル）プロパン（濃度が42質量%以下であって、58質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。）」であるものに係る部分に限る。）の次に次のように加える。

ジヒドロアルテミシニン（立	DIHYDROARTEMISININ (inc	OP7				
---------------	-------------------------	-----	--	--	--	--

体異性体を含む。)	uding stereoisomers) ($\leq 100\%$)					

別表第1備考1(3)の表3108の項（化学名の欄が「その色の化学名」であるものに係る部分に限る。
。）´ 3109の項（化学名の欄が「その色の化学名」であるものに係る部分に限る。）及び3110の項
（化学名の欄が「その色の化学名」であるものに係る部分に限る。）中「X」を「x」に改め、同表3
115の項（化学名の欄が「ターシャリアミルパーオキシネオデカノエート（濃
度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。）」であるものに係
る部分に限る。）の次に次のように加える。

ターシャリアミルパーオキ シピバレート	tert-AMYL PEROXYPIVALAT E ($\leq 72\%$, Diluent type A $\geq 28\%$)	OP7	+10℃	+15℃	
(濃度が72質量%以下のもの であって、28質量%以上の希 釈剤Aを含むものに限る。)					

別表第1備考1(3)の表注5(34)の次に次のように加える。

(35) 活性酸素濃度が7.3%以下のものに適用すること。

別表第1備考1(4)の表3082の項（化学名の欄のらや日本語名の欄が「脂肪族アルコールポリエトキシラート¹（アルコールの炭素数が13から15までのものであって、エトキシル基の数が1から6までのもの（セコンダリーアルコールであってエトキシル基の数が3以上のものを除く。）及びその混合物）」であるものに係る部分に限る。）を削る。

別表第1備考2(4)(iii)イ中「判定基準」の下に「のアニユアル」を加える。

別表第1備考5中「場合にあつては、」の下に「物品危険物又は」を加え、同表備考5の表SP364の項中「判定基準」の下に「のアニユアル」を加える。

別表第1備考6(1)(i)P001の表注3 PP93の次に次のように加える。

PP98 国連番号が2029の危険物に関して、高压容器を使用する場合は、65℃における当該物質の圧力以上の圧力で試験を実施したものであること。

PP99 国連番号が3082の危険物を含む混合物に関して、次に掲げる要件を満たす場合は、使用される容器は、IMDGコード第6.1章の試験（6.1.5.6に規定する積み重ね試験を除く。）

を要しない。

- (1) IMDGコード2.9.3.4.6.4の規定に基づき算出されるM係数が10、100又は1000の高度に毒性のある成分の物質が1％未満しか含まれていないこと
- (2) 取り外し可能なヘッドを備えた1包装あたり5リットルを超え20リットル以下のプラスチックドラムであること

(3) IMDGコード4.1.1 (4.1.1.3を除く) 及び4.1.3の規定を満たしていること

別表第1備考6(1)(i)P002の表中「⁽³⁾」及び「⁽⁴⁾」を削る「場合に限る。」のトに「輸送中に固体が液体になる可能性がある場合は、IMDGコード4.1.3.4を参照すること。」を加え、同表注2中「(1)から(4)」を「(1)及び(2)」に改め、(3)及び(4)を削る。

別表第1備考6(1)(i)P006の表注6中「又は組電池を」を「若しくは組電池又はナトリウムイオン単電池若しくは組電池を」に、⁽¹⁾「、リチウム単電池又は組電池」を「、これらの電池」に改め、「判定基準」のトに「のマニュアル」を加える。

別表第1備考6(1)(i)P130の表注PP67の次に次のように加える。

PP100 国連番号が0012及び0014の危険物は、IMDGコード4.1.5.11の規定にかかわらず、内部の緩衝材、継手、コーティング又はライナー無しで金属製の外装容器に梱包することがで

びる。

別表第1備考6(1)(i)P200の表1001の項中「アセチレン」の下に「(溶解)」を加え、同表2073の項中「50℃」を「15℃」に改める。

別表第1備考6(1)(i)P410の表中「(3)」を削り、「(4)」を「(3)」に改め、「場合に限る。）」の下に「液体中に固体が液体になる可能性がある場合は、IMDGコード4.1.3.4を参照すること。」を加え、同表注1中「(1)から(4)」を「(1)から(3)」に改め、(3)を削り、(4)を(3)とする。

別表第1備考6(1)(i)P520の表注6 PP95(2)中「18+1g/L」の下に「又は24+2.4g/L」を加える。

別表第1備考6(1)(i)P601の表注1中「包み」を「包み、1個ずつ」に、「金属製容器を1個ずつ」を「金属製容器」に改め、同表注2中「金属製容器」を「金属製容器又はプラスチック製容器」に改める。

別表第1備考6(1)(i)P602の表注1中「包み、」を「包み、1個ずつ」に、「金属製容器を1個ずつ」を「金属製容器」に改め、同表注2中「金属製容器」を「金属製容器又はプラスチック製容器」に改める。

別表第1備考6(1)(i)P801の表注6を削り、同表注7を同表注6とし、同表注8中「しなければ」を「しなければ」に改め、同表注8を同表注7とする。

別表第1備考6(1)(i)P907の表注5の次に次のように加える。

6 単電池又は組電池は損傷、短絡を防止するための措置が講じられていること。

7 物品には偶発的な起動を防止するための措置が講じられていること。

別表第1備考6(1)(i)P910の表注1中「又は組電池」を「若しくは組電池」に、「並びに」を「、」に、「ナトリウムイオン単電池」を「又はナトリウムイオン単電池」に改める。

別表第1備考6(2)(i)LP03の表注8中「及び組電池並びに」を「若しくは組電池、」に、「及び組電池を」を「若しくは組電池又はナトリウムイオン単電池若しくは組電池を」に改める。

別表第1備考6(3)(i)IBC520の表3119の項（化学名の欄が「ターシャリーズチルパーオキシ—2—エチルヘキサノエート（濃度が52質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの）」であるもの）に係る部分に限る。）の次に次のように加える。

ターシャリーズチルパーオキシ—2—エチルヘキサノエート （濃度が52質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの）	31HA1	1000	30	35
	31A	1250	30	35

別表第1備考6(3)(i)IBC520の表注2中「いかなる場合にも」を削る。 「圧力安全装置」を「緊急排出装置」に改め、「取り付けたものでなければならない。」のトに「緊急排出装置は、物質の自由加速分解中又はIMDGコード4.2.1.13.8の規定で計算される、火災が1時間以上継続した際に発生する全ての分解生成物及び蒸気を排出できるよう設計されていること。」を加える。

別表第1備考6(4)(ii)(2)①中「IMOタンク及びUN」を削る。

別表第1備考6(4)(iv)の表TP32の項②中「判定基準」のトに「のびニュアル」を加える。

別表第1備考6(6)の表SP389の項2中「リチウム電池」を「電池」に改め、回表SP951の項を削る、回表SP962の項1中「要件を満たす場合に限り、無外装で運送することができる。」を「要件に適合するものでなければならない。」に改め、回項1(1)を削り、回項1(2)を回項1(1)とし、回項1(3)を回項1(2)とし、回項1(4)から(6)までの規定中「損傷、短絡、誤作動を防止するための措置」を「損傷及び誤作動を防止するための措置が講じられ、かつ、短絡を防止するために必要な絶縁措置」に改め、回項1(4)から(6)までの一を「線り上げ」回項2中「容器、木枠又は他の梱包材で完全に収納（オーバーパッキングを含む。）された車両を除き」を「無外装の車両は」に改める。

別表第1備考8の表SG72Dの項中「及びジクミルパーオキサイド（濃度が52質量%以下のもの）であって、48質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。）」を「、ジクミルパーオキサイド（濃度が5

2質量%以下のものであって、48質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。) 及び2,5-ジメチル-2,5-ジ- (ターシャリーブチルパーオキシ) ヘキサン (濃度が22質量%以下のものであって、78質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。) に関する。

別表第1欄第10の条SP63の項1中「判定基準」のところに「のマニュアル」を記入し「ASTM D 240、ISO/FDIS 13943: 1999 (E/F) 86.1から86.3又はNAPA 30Bのいずれかに規定された方法」や「公表された科学文献に従って計算されたもの、又はASTM D 240やNFPA 30B等の適当な熱量測定試験」に関する、別表第3中「判定基準」のところに「のマニュアル」を記入し、別表4の次に次のように記入する。

5 以下の分類又は等級に該当する物質を含まないものに限る。

(1) 備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級Iに該当するもの又は備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準において容器等級Iに該当するもの。

(2) 等級1の火薬類、等級3の液体鈍性化爆薬、等級4.1の自己反応性物質又は固体鈍性化爆薬、等級4.2の自然発火性物質、等級4.3の水反応可燃性物質、等級5.2の有機過酸化物、等級6.2の病毒をうつしやすい物質又は等級7の放射性物質等に該当するもの。

別表第1欄第10の条SP119の項1中「冷凍機器類」や「冷凍機類」及び「含むもの」や「含むもの」とし、加熱機類には、加熱を特定の目的として設計された機器類を含むもの」に関する、別表2中「

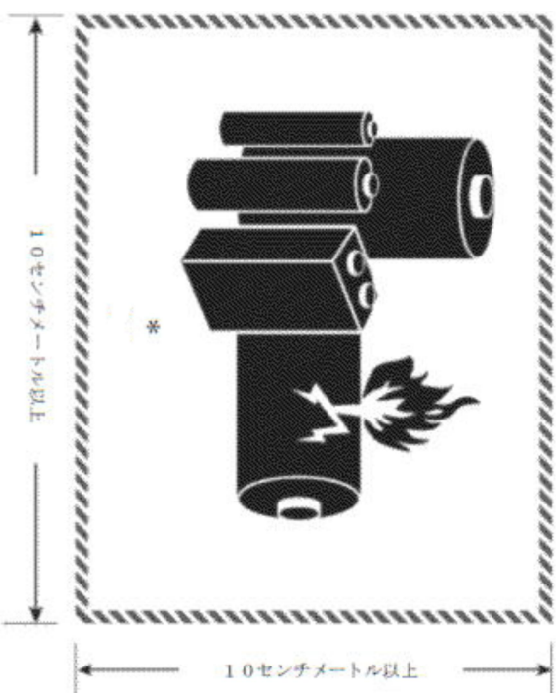
冷凍機器類」や「冷凍機類又は加熱機類」に定める 国策SP188の項(1)及び(2)中「ワット時間」や「ワット時定格量」に定める 回頁(3)中「及び2.9.4.7」や「、2.9.4.7及び2.9.4.8（リチウムイオン単電池とナトリウムイオン単電池の両方を含むハイブリッド電池を運送する場合に限る。）」に定める 回頁(4)中「内装容器は」のトに「、IMDGコード4.1.1.1、4.1.1.2及び4.1.1.5の規定に適合する」や加え、回頁(8)を次のように定める。

(8)(i) 外装容器又は無外装で運送される物品には、次の表示を見やすい箇所に付すこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

イ ボタン形電池のみが組み込まれている装置又は部品を収納する容器

ロ 単電池若しくは組電池が組み込まれた装置又は部品を収納する容器（1の荷送人につき、容器の数が2以下の場合に限る。）であって、電池（ボタン形電池を除く。）の総数が単電池にあつては4以下、組電池にあつては2以下のもの

(ii) オーバーパックに収納する場合は、オーバーパックに収納又は包装されている外装容器又は無外装で運送される物品に付された次の表示が外部から容易に確認できる場合を除き、外部から見やすい位置に次の表示及び第14条の2の2の規定によるオーバーパック表示を付すこと。



部 分	色 彩
地	白又は表示が見やすい色
線	赤
記 号	黒

別表第1備考10の表SP188の項注1中「危険物」や「単電池及び組電池（装置に組み込まれたもの及び装置と共に包装されたものを含む。）」並びに「標示」や「表示」並びに「図表」中「記入すること。」のトに「ただし、装置に組み込まれているボタン形電池については、この限りでない。」を加え、同項注4の次に次のように加える。

5 第16条の2の規定に基づく第1号様式の標札（等級9を示す標札（9A）を除く。）と(8)の表示の両方が必要な場合であつて、容器又は包装の表示面に充分な余白がある場合にあっては、標札と(8)の表示は同じ面に配置すること。

別表第1備考10の表SP193及びSP227の項中「及び判定基準」の上に「のマニュアル」を加え、同表SP235の項中「取り付けられた」を「取り付けられる」に改め、同表SP237の項中「及び判定基準」の下に「のマニュアル」を加え、同表SP238の項1(1)及び(2)中「排出口」を「通気口」に改め、同項2を次のように改める。

2 次に掲げる要件を満たす蓄電池は、危険物に該当しない。

(1) 55℃において、外装に破損又は亀裂が生じてても電解液及びその他の液体が蓄電池から漏れることがないものであること。

(2) 短絡を防止するために電極が保護されていること。

別表第1備考10の表SP241の項2(1)及びSP271の項2中「判定基準」の上に「のマニュアル」を加え、同表SP280の項中「除く。」の上に「なお、国連番号2990の救命器具（膨張式のもの）に取り付けるために運送される安全装置は本品名として運送することができる。」を加え、同項(2)中「判定基準」の上に「のマニュアル」を加え、同表SP291の項1中「冷凍機器類」を「冷凍機類又は加熱機類」に改め、同項1(2)中「冷凍装置」を「冷凍装置又は加熱装置」に改め、同項2中「冷凍機器類」を「冷凍機類又は加熱機類」に改め、同表SP296の項1(2)中「限る。）」の上に「及び安全装置（国連番号が3268のものに限る。）」を加え、同表SP301の項中「限る。ただし、」の上に「リチウム

電池又はナトリウムイオン電池以外の危険物を含んでいないもの及び」を「該当しない。」の
に「（リチウム電池又はナトリウムイオン電池以外の危険物を含んでいないものは、国連番号が309
1、3481又は3552の危険物に該当する。）」を加え、同項(3)を同項(4)とし、同項(2)中「おそれがない
」を「おそれがある場合には、別々に封入された」に改め、同項(2)を同項(3)とし、同項(1)中「内蔵
されている危険物」の後に「（リチウム電池又はナトリウムイオン電池を除く。）」を加え、同項
(1)を同項(2)とし、同項(1)として次のように加える。

(1) リチウム電池又はナトリウムイオン電池を含む物品にあつては、物品の動作に必要な電力を
供給するものであつて、SP188の(1)、(2)、(3)、(5)及び(8)の規定に適合するものに限る。

別表第1備考10の表SP306、SP307及びSP309の項中「及び判定基準」の後に「のマニユアル」を加
え、同表SP310の項1中「及び2.9.4.7」を「、2.9.4.7、2.9.4.8.2及び2.9.4.8.3」に改め、同項
2中「判定基準」の後に「のマニユアル」を加え、同項5の次に次のように加える。

6 ナトリウム単電池又は組電池については、IMDGコード2.9.5（2.9.5.5において準用する2.9.4.5
．7及び2.9.5.1を除く。）の規定に適合するものであること。

別表第1備考10の表SP347の項中「判定基準」の後に「のマニユアル」を加え、同表SP348の項中
「ワット時間」を「ワット時定格量」に改め、同表SP360の項2中「リチウム電池」を「リチウムイ

オン電池若しくはIMDGコード2.9.4.8の規定に適合するハイブリッド電池、リチウム金属電池又はナトリウムイオン電池」に改め、 「3536」 の下に「、 3563又は3564」 を加え、 同項2を同項3とし、 同項1の次に次のように加える。

2 IMDGコード2.9.4.8の規定に適合するハイブリッド電池のみを動力源とする車両は、 国連番号が3556の危険物に該当する。

別表第1備考10の表SP370の項(2)、 SP371の項1(6)及びSP376の項1中「判定基準」の下に「のマニュアル」を加え、 同表SP379の項(4)(i)中「2020」の下に「 + Amd 1:2023」を加え、 同表SP382の項中「判定基準」の下に「のマニュアル」を加え、 同表SP387の項中「ラット時間」を「ラット時定格量」に改め、 同表SP388の項2中「ナトリウム電池」を「ニッケル水素電池、 ナトリウム金属電池、 ナトリウム合金電池」にし、 「又はリチウムイオン電池」を「、 リチウムイオン電池、 IMDGコード2.9.4.8の規定に適合するハイブリッド電池又はナトリウムイオン電池」に改め、 同項3中「ナトリウム電池」を「ニッケル水素電池、 ナトリウム金属電池、 ナトリウム合金電池」にし、 「又はリチウムイオン電池」を「、 リチウムイオン電池、 IMDGコード2.9.4.8の規定に適合するハイブリッド電池又はナトリウムイオン電池」に改め、 同項4中「品名は」の下に「国連番号が3166の」を加え、 同項5中「及び」を「又は」に改め、 同項6中「国連番号3556」を「それぞれ国連番号3556」に改め、 同

項11を同項13とし、同項10中「及び2.9.4.7」を「、2.9.4.7、2.9.4.8.2（該当する場合）及び2.9.4.8.3（該当する場合）」に改め、同項10を同項11とし、同項11の次に次のように加える。

12 ナトリウムイオン電池のみを動力源とする車両並びに内燃機関及びナトリウムイオン電池を動力源とするハイブリッド車両のナトリウムイオン電池は、IMDGコード2.9.5の規定に適合するものであること。ただし、取り付けられたナトリウムイオン電池が試作品又は生産数量が100個以下のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合には、IMDGコード2.9.5.1、2.9.5.5、2.9.5.6の規定を適用しない。

別表第1備考10の表SP388の項6を同項10とし、同項8中「内蔵されるリチウム金属電池又はリチウムイオン電池」を「設置されたリチウムイオン電池若しくはIMDGコード2.9.4.8の規定に適合するハイブリッド電池、リチウム金属電池又はナトリウムイオン電池」に改め、「外部に」のトビ「のみ」を加え、「3536」を「3536、3563又は3564」に改め、同項8を同項6とし、同項7中「又はリチウムイオン電池」を「、リチウムイオン電池又はナトリウムイオン電池」に、「又は3481」を「、3481又は3552」に改め、同項7を同項8とし、同項6の次に次のように加える。

7 IMDGコード2.9.4.8の規定に適合するハイブリッド電池のみを動力源とする車両は、国連番号が3556の危険物に該当する。

別表第1備考10の表SP389の項1(1)中「内蔵されるリチウムイオン組電池又はリチウム金属組電池」を「設置されたリチウムイオン電池若しくはIMDGコード2.9.4.8の規定に適合するハイブリッド電池、リチウム金属電池又はナトリウムイオン電池」に改め、「外部に」のトに「のみ」を加え、同項1(3)中「リチウム電池は、」を削り、同項1(3)を同項1(5)とし、同項1(2)の次に次のように加える。

(3) ナトリウムイオン電池は、IMDGコード2.9.5.1から2.9.5.6の規定に適合するものであること。

(4) IMDGコード2.9.4.8の規定に適合するハイブリッド電池は、IMDGコード2.9.4.1から2.9.4.8までの規定に適合するものであること。

別表第1備考10の表SP391の項4中「リチウム金属組電池、リチウムイオン組電池又はナトリウムイオン組電池」を「リチウム金属単電池若しくは組電池、リチウムイオン単電池若しくは組電池又はナトリウムイオン単電池若しくは組電池」に改め、同項4(1)中「判定基準」のトに「のバニキュル」を加え、同項4(3)中「リチウム金属組電池」を「リチウム金属単電池若しくは組電池」に、「リチウムイオン組電池又はナトリウムイオン組電池」を「リチウムイオン単電池若しくは組電池又はナトリウムイオン単電池若しくは組電池」に、「ラット時間」を「ラット時定格量」に改め、同

第SP393の其中「試験方法及び判定基準」付録10」や「試験方法及び判定基準マニユアル」付録10」及び「当該「試験方法及び判定基準」」や「ただし、乾燥又は未変性のニトロセルローズにあつては、当該「試験方法及び判定基準」」及び「第SP394の其中「判定基準」のト」及び「のマニユアル」」を加へ、第SP401の其中「水性アルカリ電解液」や「有機電解液を含むナトリウムイオン単電池又は組電池は、国連番号が3551又は3552の危険物、水性アルカリ電解液」及び「ナトリウムイオン電池」や「ナトリウムイオン単電池又は組電池」及び「危険物に」や「危険物、金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む組電池は、国連番号が3292の危険物にそれぞれ」及び「第SP404及びSP405の頁を削り、第SP408の頁の次のように加へる。

SP410	1 IMDGコード2.9.4.8の規定に適合するハイブリット電池は、国連番号が3480、3481又は3536の危険物に該当する。 2 IMDGコード2.9.4.8の規定に適合するハイブリット電池は、ワット時定格量が100Wh以下である場合に限り、SP188の規定に従つて輸送することができる。この場合においては、筐体にワット時定格量を表示すること。
-------	--

SP411	1 次に掲げる要件を満たす磁気共鳴画像診断装置に限る。 (1) 非引火性非無毒性ガスは、磁気共鳴画像診断装置の構成部品内に封入されていること。 (2) 磁気共鳴画像診断装置は、ガスを封入し、通常の輸送状態においてガス保持部品の破裂または亀裂の危険を防止するように設計・製造されていること。 2 封入されている非引火性非無毒性ガスが12kg未満の磁気共鳴画像診断装置は危険物に該当しない。
SP412	ジメチルエーテルの含有率が12質量%以下のものを含む。
SP413	国連番号が3082の危険物を主成分とする液体有機水素キャリアは、物理的に溶解した水素の含有量が液体有機水素キャリア1kgあたり0.5Lを超えない場合に限り、当該危険物として輸送することができる。

別表第1備考10の表SP961の項中「及びSP977」や「、SP977及びSP980」に代る「なお、車両の部品は脱落することがないように確実に取り付けられ、かつ、内部に搭載されたその他の危険物及び燃料電池エンジンの燃料及び燃料電池以外の危険物は、個別に収納され、それぞれの危険物に適用される要件に従い運送されるものであること。」や同表の項中「又は燃料ガス」や「、燃料ガス又は作動油」に「又は燃料タンク」や「、燃料系統又はブレーキ系統」に代る同表(2)中「短絡を防止するための措置」や「短絡を防止するために絶縁のための必要な措置」に代る同表(2)の次に次のように加える。

(iv) (i)から(iii)までの適用可能な要件をすべて満たす引火性液体類及び引火性高压ガスの両方を動力源とする車両

注1 (i)から(iii)までの要件は、SP388に規定するハイブリッド車両には適用しない。

2 (iv)の要件は、リチウム電池で駆動する車両には適用しない。

別表第1備考10の表SP964の項中「判定基準」の上は「のマニュアル」を加え、同表SP978の項を次のように改める。

3 貨物輸送ユニットに収納する場合は、ユニット内上部に30cm以上の間隙を設け、以下のいずれかによること。

- (1) 積載時の高さは1.5m以下とすること。
 - (2) 体積16m³以下のブロックに分け、ブロック間に15cm以上の間隙を設けること。
- 別表第1備考10の表SP978の項4を削り、同項5を同項4とする。
- 別表第1備考10の表SP979の項の次に次のように加える。

SP980	車両（ロールオソールオフ旅客船に旅客が自ら運転して積載された車両を除く。以下この項において同じ。）は、荷送人により安全が確認されたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、その引き渡しの前に、当該車両の安全な運送のために必要な措置が講じられたものでなければならぬ。 (1) 蓄電池、内燃機関、燃料電池、圧縮ガスシリンダー若しくは蓄圧器、燃料系統又はブレーキ系統から電解液、燃料、燃料ガス又は作動油の漏えい又は漏えいのおそれがある場合 (2) 電気機器への損傷の発生又は損傷のおそれがある場合 (3) 補助拘束装置に異常が認められた場合
-------	---

	(4) 災害の影響を受けた場合に運送の安全性に影響を与えるおそれがある 場合
--	---

別表第8の3塩化ベンジルの項の次に次のように加える。

ベンジルトルエン	Benzyltoluene	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	不要	1. 12 1. 17 1. 19. 6
----------	---------------	-----	---	----	----	----	---	---	-----	----	---	---------	----	----------------------------

別表第8の3脂肪酸メチルエステル（植物由来のものに限る。）及び軽油の混合物（脂肪酸メチルエステルの体積が25%を越え99%未満のものであって、引火点が60℃を越えるものに限る。）及び植物油及び軽油の混合物（植物油の体積が25%を越え99%未満のものであって、引火点が60℃を越えるものに限る。）の項中「軽油」を「重油又は軽油」に改め、同表ブロモクロメタンの項の次に次のように加える。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ブラウングリース ^ニ	Brown grease ^ニ	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
-----------------------	---------------------------	-----	---	----	----	----	---	---	-----	----	----	---------	----	----------

別表第8の3塩化カルシウム水溶液（濃度が35質量%未満のものに限る。）の其中「（濃度が35質量%未満のものに限る。）」を挿入し「（less than 35%）」を挿入し「制限」や「開放」に代え、同表硝酸及び硝酸第二鉄の混合水溶液の項の次に次のように加える。

硫酸第二鉄水溶液	Ferric sulphate solution	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要	不要	1. 11 1. 19. 6
----------	--------------------------	-----	---	----	----	----	---	---	----	----	----	----	----	-------------------

別表第8の3プロポキシ化グリセリン、エトキシ化グリセリン、プロポキシ化シヨ糖及びエトキシ化シヨ糖の混合物の項の次に次のように加える。

プロポキシ	Glycerol/sor	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B	不要	1. 19. 6
-------	--------------	---	---	----	----	----	---	---	-----	----	----	------	----	----------

化カリウム水溶液及び水酸化ナトリウム水溶液の呼吸及び目の保護の欄中「不要」を「E」に改め、同表チオシアン酸ナトリウム水溶液（濃度が56質量%以下のものに限る。）の項の次に次のように加える。

プロポキシ 化ソルビト ール	Sorbitol, pr opoxylated	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C	不要	
----------------------	----------------------------	---	---	----	----	----	---	---	-----	----	----	------	----	--

別表第13可燃性物質の項（日本語名の欄が「アルミニウムフェロシリコン粉末 UN1395」であるものに限る。）積載の方法の欄九を削り、同欄十を同欄九とし、同欄十一から十四までを一ずつ繰り上げ、同項（日本語名の欄が「アルミニウムシリコン粉末（表面を被覆していないもの） UN1398」及び「アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物（アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。） UN3170」であるものに限る。）積載の方法の欄九を削り、同欄十を同欄九とし、同欄十一から十五までを一ずつ繰り上げ、同項（日本語名の欄が「切削鉄くず又は切削鋼くず UN2793（自己発熱

しやすい形状のもの)」と定める。）」中「ただし、自蔵式呼吸器を2組以上船舶に備えている場合は、この限りでない。」と定める。回条有害性物質の項（日本語名の欄に「ヒヤの実（危険性がないように十分な熱処理を施したものを除く。）」UN2969）と「（危険性がないように十分な熱処理を施したものを除く。）」と定める。回条（日本語名の欄に「魚粉（安定化されているもの）（抗酸化剤入りのもの）UN2216）」と「UN2216）」と「（水分含有率が5質量%を超え、12質量%以下のものであって、かつ、脂肪の含有率が15質量%以下のものに限る。）」と定める。「treated.」の項目「Moisture content greater than 5% but not exceeding 12%, by mass. Fat content not more than 15%」を加えて回条積載の方法の欄に次のように定める。

八 船積みの日12ヶ月前までに、エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン又はトコフェロールを添加した上で、船積み時に少なくとも100ppmのエトキシキン若しくはジブチルヒドロキシトルエン又は250ppmのトコフェロールが含まれていること。

別表第14備考6中「別表第1の隔離の欄に規程がない場合であつて、」と定める。

（固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第三条 固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示（平成五年運輸省告示第七百五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 出 後				名 出 編			
別表第 1 (第 2 条第 1 項関係)				別表第 1 (第 2 条第 1 項関係)			
品 名		積 載 の 方 法	(略)	品 名		積 載 の 方 法	(略)
日 本 語 名	英 語 名			日 本 語 名	英 語 名		
(略)	(略)			(略)	(略)		
アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物 (不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。)	ALUMINIUM SMELTING/REMELTING BY-PRODUCTS, PROCESSED	一 水反応可燃性物質に該当するものとして、船舶による危険物の運送基準等を定める告示 (昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号。以下「危告示」という。) 別表第十五の規定により隔離すること。 二 食料及び腐食性物質 (液体のものに限る。) と別の船倉又は区画に積載すること。 三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五 雨中において荷役作業をしないこと。 六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖す	(略)	アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物 (不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。)	ALUMINIUM SMELTING/REMELTING BY-PRODUCTS, PROCESSED	一 水反応可燃性物質に該当するものとして、船舶による危険物の運送基準等を定める告示 (昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号。以下「危告示」という。) 別表第十五の規定により隔離すること。 二 食料及び腐食性物質 (液体のものに限る。) と別の船倉又は区画に積載すること。 三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五 雨中において荷役作業をしないこと。 六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖す	(略)

		ン化水素及びヒ化水素その他の貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十七 積載場所のハッチは風雨密であること。 十八 積載場所の水素、アンモニア及びアセチレン並びに混合気体の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十九 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 二十 陸揚げ後、積載場所のビルジウェア及び排水口の閉塞物を取り除くこと。 二十一 船倉の清掃に水を使用する場合、清掃前に貨物の残渣を可能な限り除去すること。	
粒状硫酸アルミニウム	ALUMINIUM SULPHATE GRANULAR	一 他の貨物と別の船倉又は区画に積載すること。	
		ン化水素及びヒ化水素その他の貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十七 積載場所のハッチは風雨密であること。 十八 積載場所の水素、アンモニア及びアセチレン並びに混合気体の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十九 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 二十 陸揚げ後、積載場所のビルジウェア及び排水口の閉塞物を取り除くこと。 二十一 船倉の清掃に水を使用する場合、清掃前に貨物の残渣を可能な限り除去すること。	

		二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 七 航海中、積載場所を通風しないこと。 八 積載場所のハッチは風雨密であること。 九 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 十 陸揚げ後、積載場所及びビルジウエルを十分に清掃し、洗い流すこと。
(略)	(略)	(略)
還元鉄 (A) (熱間成形されたブリケット)	DIRECT REDUCED IRON (A) Briquettes, hot-moulded	一 火薬類 (等級が1.4であつて隔離区分Sのものに限る。)、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類及び腐食性物質 (酸性のものに限る。)

(略)	(略)	(略)
還元鉄 (A) (熱間成形されたブリケット)	DIRECT REDUCED IRON (A) Briquettes, hot-moulded	一 火薬類 (等級が1.4であつて隔離区分Sのものに限る。)、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類及び腐食性物質 (酸性のものに限る。)

ハ 貨物の温度が摂氏65度を超えないこと。	ハ 貨物の温度が摂氏65度を超えないこと。
三 見かけ密度が5000kg/m ³ を超えないこと。	(新設)
十 船積み時、ブリケットの破損及び微細な貨物の発生を最小化するための措置をとること。	十 船積み時、ブリケットの破損及び微細な貨物の発生を最小化するための措置をとること。
十一 貨物は残滓が加えられていない均質のものであること。	十一 貨物は残滓が加えられていない均質のものであること。
十二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。	十二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
十三 船積み前、貨物の温度を計測し、これを記録すること。	十三 船積み前、貨物の温度を計測し、これを記録すること。
十四 積載場所に通じる暴露甲板上の閉鎖部及びハッチは風雨密であること。	十四 積載場所に通じる暴露甲板上の閉鎖部及びハッチは風雨密であること。
十五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措置をとること。	十五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措置をとること。
十六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。	十六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。
イ 清掃すること。	イ 清掃すること。
ロ 乾燥させること。	ロ 乾燥させること。
ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。	ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
十七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護器具	十七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護器具

	を着用すること。 十八 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 十九 積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積に留意した安全措置をとること。 二十 貨物の表層以外の通風をしないこと。機械式通風装置を用いて上記の通風を行う場合は、防爆型の送風機を用いること。 二十一 積載中、貨物を外気にさらさないこと。 二十二 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。 二十三 貨物から発生する気体が居住区域に進入しないようにすること。 二十四 積載場所における空気中の水素濃度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 二十五 航海中、前号の濃度を定
	を着用すること。 十八 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 十九 積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積に留意した安全措置をとること。 二十 貨物の表層以外の通風をしないこと。機械式通風装置を用いて上記の通風を行う場合は、防爆型の送風機を用いること。 二十一 積載中、貨物を外気にさらさないこと。 二十二 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。 二十三 貨物から発生する気体が居住区域に進入しないようにすること。 二十四 積載場所における空気中の水素濃度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 二十五 航海中、前号の濃度を定

(略)	(略)	(略)	(略)
還元鉄 (D) (含水率 2 % 以上の微粒副生物)	DIRECT REDUCED IRON (D) (By-product of fines with moisture content of at least 2%)	一 火薬類 (等級が 1.4 であつて隔離区分 S のものに限る。)、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類及び腐食性物質 (酸性のものに限る。) と別の船倉又は区画に積載すること。 二 火薬類 (等級が 1.4 であつて隔離区分 S のものを除く。) と別の船舶に積載すること。 三 防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。 四 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 五 積載場所から可燃性物質を除去すること。 六 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨	一 火薬類 (等級が 1.4 であつて隔離区分 S のものに限る。)、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類及び腐食性物質 (酸性のものに限る。) と別の船倉又は区画に積載すること。 二 火薬類 (等級が 1.4 であつて隔離区分 S のものを除く。) と別の船舶に積載すること。 三 防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。 四 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 五 積載場所から可燃性物質を除去すること。 六 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨

中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより次に掲げる事項を確認すること。 イ 貨物が自然発火性物質に該当しないものであること。 ロ 貨物を船積み前に30日以上養生していること。 ハ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。 八 船積み前及び荷役作業中、貨物の温度を計測し、これを記録すること。 九 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。 十 船積み後、ハッチを速やかに閉鎖すること。ただし、降雨のない場合は、ハッチを開放し十分に換気すること。 十一 船積み後、積載場所の貨物の温度及び水素の濃度を計測し	中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより次に掲げる事項を確認すること。 イ 貨物が自然発火性物質に該当しないものであること。 ロ 貨物を船積み前に30日以上養生していること。 ハ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。 八 船積み前及び荷役作業中、貨物の温度を計測し、これを記録すること。 九 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。 十 船積み後、ハッチを速やかに閉鎖すること。ただし、降雨のない場合は、ハッチを開放し十分に換気すること。 十一 船積み後、積載場所の貨物の温度及び水素の濃度を計測し
---	---

十六 船積み中又は陸揚げ中に降雨が生じた場合は、船積み又は陸揚げを中断し、積載場所を閉鎖し、換気により積載場所の水素濃度を1 Vol%未満に保つこと。 十七 積載場所に立ち入ることなく、積載場所の温度並びに酸素及び水素の濃度を計測することができる機器（空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十八 積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積に留意した安全措置をとること。 十九 航海中、機械式通風装置により通風することにより、積載場所の水素濃度を1 Vol%未満に保つこと。ただし、通風時間は必要最小限とし、貨物の表層以外の通風をしないこと。 二十 積載場所の水素濃度を0.2 Vol%以下に保つことができる防爆型の機械式通風装置を3組以上備えること。この場合において、これらの機械式通風装置のうち少なくとも1組は常時利用	十六 船積み中又は陸揚げ中に降雨が生じた場合は、船積み又は陸揚げを中断し、積載場所を閉鎖し、換気により積載場所の水素濃度を1 Vol%未満に保つこと。 十七 積載場所に立ち入ることなく、積載場所の温度並びに酸素及び水素の濃度を計測することができる機器（空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十八 積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積に留意した安全措置をとること。 十九 航海中、機械式通風装置により通風することにより、積載場所の水素濃度を1 Vol%未満に保つこと。ただし、通風時間は必要最小限とし、貨物の表層以外の通風をしないこと。 二十 積載場所の水素濃度を0.2 Vol%以下に保つことができる防爆型の機械式通風装置を3組以上備えること。この場合において、これらの機械式通風装置のうち少なくとも1組は常時利用
---	---

	排出すること。	
	三十一 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。	三十一 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
	三十二 ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃度を計測すること。なお、積載場所の水素濃度が1 Vol%以下でなければ、ハッチを開けてはならず、当該濃度が1 Vol%以下になるまで通風すること。	三十二 ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃度を計測すること。なお、積載場所の水素濃度が1 Vol%以下でなければ、ハッチを開けてはならず、当該濃度が1 Vol%以下になるまで通風すること。
	三十三 甲板及び積載場所に隣接する区画に蓄積した貨物の粉じんは、すみやかに除去すること。	三十三 甲板及び積載場所に隣接する区画に蓄積した貨物の粉じんは、すみやかに除去すること。
	三十四 陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこと。	三十四 陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこと。
	三十五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措置をとること。	三十五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措置をとること。
	三十六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。	三十六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。

		三十七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 三十八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 三十九 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。 四十 積載場所に通じる暴露甲板上の閉鎖部及びハッチは風雨密であること。	
粒状硫酸鉄 (III)	FERRIC SULPHATE GRANULAR	一 貨物と接触して水素を発生させる可能性のある金属と同一の船倉又は区画に積載する場合は、水平距離で 3 m 以上離すこと。 二 酸に弱い金属との接触を避けること。 三 熱源と同一の船倉又は区画に積載する場合は、水平距離で 3 m 以上離すこと。 四 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。	
		三十七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 三十八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 三十九 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。 四十 積載場所に通じる暴露甲板上の閉鎖部及びハッチは風雨密であること。	

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

（液化化等物質及び船舶による液化化等物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第四条 液化化等物質及び船舶による液化化等物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第 1（第 2 条第 1 項関係）			別表第 1（第 2 条第 1 項関係）		
品 名		積 載 の 方 法	品 名		積 載 の 方 法
日 本 語 名	英 語 名		日 本 語 名	英 語 名	
(略)	(略)		(略)	(略)	
アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物 (不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。)	ALUMINIUM SMELTING/REMELTING BY PRODUCTS, PROCESSED		アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物 (不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。)	ALUMINIUM SMELTING/REMELTING BY PRODUCTS, PROCESSED	
		一 水反応可燃性物質に該当するものとして、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号。以下「危告示」という。）別表第十五の規定により隔離すること。 二 食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五 雨中において荷役作業をしないこと。 六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。			一 水反応可燃性物質に該当するものとして、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号。以下「危告示」という。）別表第十五の規定により隔離すること。 二 食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五 雨中において荷役作業をしないこと。 六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。

		貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十七 積載場所のハッチは風雨密であること。 十八 積載場所の水素、アンモニア及びアセチレン並びに混合気体の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十九 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 二十 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。 二十一 船倉の清掃に水を使用する場合、清掃前に貨物の残査を可能な限り除去すること。
燐灰石精鉱	APATITE CONCENTRATE	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じ
		貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十七 積載場所のハッチは風雨密であること。 十八 積載場所の水素、アンモニア及びアセチレン並びに混合気体の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十九 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 二十 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。 二十一 船倉の清掃に水を使用する場合、清掃前に貨物の残査を可能な限り除去すること。

○
ㄱ
ㄷ
ㄴ

イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。

ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によつて水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。

(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。

ハ 荷役作業中、当該作業を行っている船倉のハッチを閉鎖すること。

二 積載場所を乾燥させること。

三 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。

四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。

五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

		六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七 航海中、積載場所を通風しないこと。 八 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 九 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。
(略)	(略)	(略)
ピートモス	PEAT MOSS	
		一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二 船積み前、貨物を覆いの下で貯蔵し、乾燥した状態に保つこと。 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖す

(略)	(略)	(略)
ピートモス	PEAT MOSS	
		一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二 船積み前、貨物を覆いの下で貯蔵し、乾燥した状態に保つこと。 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖す

		ること。 五 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。 十 貨物の表層以外の通風をしないこと。	
不焼成リン鉱石粉	PHOSPHATE ROCK FINES (uncalcined)	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げ	
		ること。 五 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。 十 貨物の表層以外の通風をしないこと。	

る場合においては、この限りでない。

(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によつて水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。

(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。

ハ 荷役作業中、当該作業を行っている船倉のハッチを閉鎖すること。

二 規則第十五条の四の規定に従
つて荷繰りすること。

三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。

四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。

五 貨物の粉じんにとさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。

七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆

			の危険を避けるための措置をと ること。
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

（その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第五条　その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第 1（第 2 条第 1 項関係）				別表第 1（第 2 条第 1 項関係）			
品 名		積 載 の 方 法		品 名		積 載 の 方 法	
日 本 語 名	英 語 名			日 本 語 名	英 語 名		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
アンチモン鉱及び残滓	ANTIMONY ORE AND RESIDUE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。		アンチモン鉱及び残滓	ANTIMONY ORE AND RESIDUE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。	
粒状アスファルト	ASPHALT GRANULATES	一 アルカリ、酸化性物質、酸、食品、飲料及び動物飼料と同一の船倉又は区画に積載する場合は、水平距離で 3 m 以上離すこと。 二 規則第十五条の四の規定に従					

		つて荷練りすること。 三 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 貨物にさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の顔を保護する保護装具を着用すること。 五 貨物艙の洗淨水は保管し、適切に処理すること。
(略)	(略)	(略)
粉碎されたカーボニアノード	CRUSHED CARBON ANODES	一 規則第十五条の四の規定に従つて荷練りすること。 二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
粗砕された花崗閃緑岩	CRUSHED GRANODIORITE, COARSE	一 規則第十五条の四の規定に従つて荷練りすること。 二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう覆うこと。

(略)	(略)	(略)
粉碎されたカーボニアノード	CRUSHED CARBON ANODES	一 規則第十五条の四の規定に従つて荷練りすること。 二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

		四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
(略)	(略)	(略)
肥料 (硝酸塩を含まないもの) (非危険物)	FERTILIZERS WITHOUT NITRATES (non-hazardous)	一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五 航海中、積載場所を通風しないこと。 六 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
魚粉 (安定化されているもの)	FISH MEAL (FISH SCRAP), STABILIZED	一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。

(略)	(略)	(略)
肥料 (硝酸塩を含まないもの) (非危険物)	FERTILIZERS WITHOUT NITRATES (non-hazardous)	一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五 航海中、積載場所を通風しないこと。 六 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。

		五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 六 船積み前、貨物の温度が摂氏35度以下又は周辺温度に5度を加えた温度以下であることを確認すること。 七 船積み前、抗酸化剤の添加その他の貨物の安定化のための措置を講じること。 八 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、非危険物であつて自己発熱特性を有しないものであることを確認すること。 九 船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより水分その他の貨物に関する情報を確認すること。 十 積載場所の空気中の酸素濃度を計測する機器を船舶に備えること。 十一 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。
(略)	(略)	(略)
鉄鉱石	IRON ORE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。

(略)	(略)	(略)
鉄鉱石	IRON ORE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。

		二 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
鉄鉱石ブリケット	IRON ORE BRIQUETTES	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 二 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
(略)	(略)	(略)
ピーナツ (殻付きのもの)	PEANUTS (in shell)	一 熱源と同一の船倉又は区画に積載する場合は、水平距離で3m以上離すこと。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 五 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと
		二 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
(略)	(略)	(略)
ピーナツ (殻付きのもの)	PEANUTS (in shell)	一 熱源と同一の船倉又は区画に積載する場合は、水平距離で3m以上離すこと。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 五 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと

		六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 七 航海中、積載場所を通風しないこと。
えんどう豆タンパク質濃縮ペレット	PEA PROTEIN CONCENTRATE PELLETS	一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っている船倉のハッチを閉鎖すること。 五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 七 積載場所を通風する場合は、貨物の表層を通風すること。
(略)	(略)	(略)
タピオカ	TAPIOCA	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。

		六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 七 航海中、積載場所を通風しないこと。
(略)	(略)	(略)
タピオカ	TAPIOCA	一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。

		二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五 航海中、積載場所を通風しないこと。
凝灰岩 (粗粒)	TUFF, COARSE	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。
(略)	(略)	(略)

		二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五 航海中、積載場所を通風しないこと。
(略)	(略)	(略)

白水晶	WHITE QUARTZ	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
亜鉛スラグ (粗粒)	ZINC SLAG (coarse)	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五 航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。
(略)	(略)	(略)

白水晶	WHITE QUARTZ	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
(略)	(略)	(略)

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は令和九年一月一日から施行する。

（放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている放射性物質等の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

（船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

（固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部改正に伴う経過措置

）

第四条 この告示の施行の際現に船舶により運送されている固体化学物質の積載方法については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

（液化化等物質及び船舶による液化化等物質の積載の方法を定める告示の一部改正に伴う経過措置

）

第五条 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液化化等物質の積載方法については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

（その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この告示の施行の際現に船舶により運送されているその他の固体ばら積み物質の積載方法については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。